

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 5311 事業名: 経営改善普及事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第3章 人・物・情報を高度につなげる
 基本施策: 6 にぎわいの市街地をつくる
 主な施策: (2) 商業

所管部署名
 部局名: 農林商工部
 課 名: 商工観光課

科目CD. 1070102 作成日 平成20年10月23日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
中小企業基本法、商工会法

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委 託 先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 市の商工業者を指導する役割を担う商工会の運営、事業が充実して行えることにより、市の商工業の振興を図る。

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 商工会の運営と同会が実施する経営改善普及事業の充実を図るため、補助金を交付した

◆ 対 象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 商工会加盟の商工業者

◆ 結 果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 補助金の交付により、正常な商工会の運営が行え、経営相談・指導事業を実施することができた。

指 標		単 位	18実績	19実績	20予算	21計画
活 動 指 標	① 補助金					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
対 象 指 標	① 商工会					
	②					
	③					
成 果 指 標	① 経営相談・指導の回数					
	②					
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)
 商工会、議会からも市の商工業の疲弊が続いているとの声が出ている。

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況
 近隣自治体でも同様の事業が実施されている。民間ではない。

決算(予算)額		(千円)	30,334	34,181	26,936	26,945
財 源 内 訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	30,334	34,181	26,936	26,945
職員従事時間		(人)		0.64		
人件費 ※		(千円)		4,940		
トータルコスト ※		(千円)		39,121		

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 市の商工振興施策であるため

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 商工振興に寄与している

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 商工会が唯一の団体である

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 所期の目的は達成している

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 一定の成果はあげている

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明: 補助事業者の商工会の取り組みによる

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 国や府の補助メニュー0活用など

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 継続的な取り組みが必要なため

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 補助金事業のため削減できる事務費はない

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 公益的な団体であり、市の商工振興全体を対象としている

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 市民の参画を求める事業ではないため

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明: 市民の参画を求める事業ではないため

所 属 長 総 括 評 価

商工会は、市の商工振興を担う最も重要な団体であり、商工会法に定める経営改善普及事業に対する支援は、市経済の健全な発展を図る商工振興施策の核となるものである。

※事務局使用欄

一次評価	要改善 (拡大)	商工会と連携しながら、地元商工業者の経営改善、地域経済の活性化につながるよう進めてほしい。
二次評価	継続 (現状維持)	きびしい経済状況が続く中で経営改善の指導が必要である。